

第1条 この法人は、一般財団法人和仁会と称する。

第3条 この法人は、滋賀医科大学における医学の教育・研究及び診療に関する奨励・助成を行い、医療の振興と健全な福祉社会の向上に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- [1] 医学の教育・研究及び診療に関する奨励・助成
- [2] 患者に対する慰安
- [3] 職員・学生及び患者等への生活必需品等の販売
- [4] 職員・学生及び患者等が利用する学内駐車場の整理業務
- [5] その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- [1] 事業報告、[2] 事業報告の附属明細書、[3] 貸借対照表、[4] 正味財産増減計算書、
- [5] 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

第12条 この法人に、評議員4人以上6人以内を置く。

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- [1] 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任、[2] 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- [3] 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認、[4] 定款の変更、[5] 残余財産の処分、
- [6] 基本財産の処分又は除外の承認、[7] その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- [1] 理事 3人以上5人以内、[2] 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財

産の状況の調査をすることができる。

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第33条 この法人に、顧問2人を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

[1] 理事長の相談に応じること、[2] 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問は、理事会において選任する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

[1] この法人の業務執行の決定、[2] 理事の職務の執行の監督、[3] 理事長の選定及び解職、[4] その他法令又はこの定款で定められた事項

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

第45条 この法人の事務を処理するため、事務部門を設置する。

2 事務部門には、事務長及び所要の職員を置く。

3 事務長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務部門の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。